

平成 2 0 年 度

包括外部監査報告書

(指摘・意見一覧)

平成 2 1 年 2 月

東京都

本書は、包括外部監査人から提出された「平成 20 年度包括外部監査報告書」  
の指摘、意見を一覧として、東京都において印刷したものである。

## 目 次

### 主税局の徴収事務について.....1

意見 (1)	滞納整理の進行管理について.....	3
意見 (2)	交渉記録の入力と記載事項の統一について.....	3
意見 (3)	タイヤロックの実施について.....	4
意見 (4)	停止後調査の金額基準の統一について.....	4
意見 (5)	長期累積事案の早期解決について.....	4
指摘 (1)	動産差押物件の管理について.....	5
意見 (6)	個人都民税の徴収における区市町村との協力関係を強化すべきもの.....	5
意見 (7)	不動産取得税の緊急賦課の活用について.....	6
意見 (8)	金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化について.....	6
意見 (9)	著しく低い分納額の滞納法人について分納の増額と対応を強化すべきもの.....	7
意見 (10)	少額な分納のある場合で適時に差押を実施すべきであったもの.....	7
意見 (11)	事務所の移転がある場合の速やかな調査の実施について.....	7
意見 (12)	滞納者が不存在となった長期差押財産の処分について.....	8
意見 (13)	担保不動産の収益執行手続の申立の実施について.....	9
指摘 (2)	停止後調査をすべきものの抽出漏れの防止について.....	10
意見 (14)	停止の継続の可否の検討理由を明確化すべきもの.....	10
意見 (15)	金融機関臨店調査結果の記載を徹底すべきもの.....	11
意見 (16)	第二次納税義務の検討が不十分なもの.....	11
指摘 (3)	パスワードを強制変更するシステム機能の追加について.....	12
指摘 (4)	パスワード設定ルール具体化と周知徹底について.....	12
指摘 (5)	ネットワーク機器のパスワード管理の強化について.....	12
意見 (17)	税務総合支援システム擬似環境の緊急時利用の申請及び承認記録の取得について.....	13
意見 (18)	セキュリティ関連規程の整備について.....	13
意見 (19)	「センタ運用仕様書」の記載の見直しについて.....	13
指摘 (6)	税務総合支援システムのデータ保管先の方針の変更の徹底について.....	14

意見 (20)	外部記録媒体の保有状況確認の徹底について .....	14
意見 (21)	税務総合支援システムに関する機密性 A の情報を取り扱う外部記録媒体の管理ルールの強化について.....	15
意見 (22)	個人保管されている外部記録媒体の制限について.....	15
意見 (23)	USB メモリの管理強化について.....	16
意見 (24)	セキュリティ調査にて指摘された項目の早急な対応について...	16
意見 (25)	庁内 OA 室の入退室管理の強化について .....	16
指摘 (7)	主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の入退室の記録について .....	17
指摘 (8)	主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の監視カメラの撮影方向について.....	17
意見 (26)	サーバ室火災時における初期消火に関する訓練について .....	17
意見 (27)	主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の備品の移動防止について .....	18
指摘 (9)	主税局電子計算センタ内のネットワーク室の整理整頓について .....	18
意見 (28)	主税局電子計算センタ内のオペレータ室の重要システム機器の設置ラックの施錠管理について .....	18
意見 (29)	主税局電子計算センタ内への持込・持出物品の手続について...	19
意見 (30)	都税事務所内のサーバ室の入退室管理の強化について .....	19
指摘 (10)	都税事務所内のサーバ等のラック鍵の保管管理について .....	20

# 主税局の徴収事務について



意見（１）滞納整理の進行管理について（本文 49 頁）

滞納のうち大口以外の滞納の進行管理は、各都税事務所により異なっている。

一方、純滞納繰越の 38 万件、人数にして約 11 万人（平成 19 年度末）の案件について進行管理機能が税務総合支援システム（以下「TACSS」という。）の滞納整理システムには備わっていない。

そこで、主税局では、平成 20 年 3 月に「滞納整理部門における EUC の普及と活用について」により、エンドユーザコンピューティング（以下「EUC」という。）コマンド集の配布を行なっている。この EUC コマンド集には、「本税最終納付 指定日以前滞納者リスト」、「長期累積案件リスト」、「自動車税リスト車検順」等の役立つリストを作るための簡易プログラムが 48 個掲載されている。ところが、各都税事務所ではこれらの簡易プログラムが普及の途上にあり、必ずしも有効に活用されていない。都税事務所では、EUC コマンド集を習熟し、より有効に活用し、納税交渉や進行管理に役立てられたい。

例えば、一定期間未納付・未処分の案件について、配布したコマンド集から作成した「本税最終納付指定日以前滞納者リスト」などにより、長期間、滞納者と未接触であり続けることが無いように適切な進行管理をして、滞納税金の納付に結び付けられたい。

意見（２）交渉記録の入力と記載事項の統一について（本文 51 頁）

紙に記載された交渉記録と違って TACSS に交渉記録が入力されていれば、システムを使って上司による確認・指示等の進行管理がいつでも可能となるので、できる限り TACSS に交渉記録を入力することが望ましい。

TACSS の交渉記録の記事欄には、電話催告、所内面接、臨戸などの滞納整理事務を行った時、その内容を記載することになっているが入力されていない事例が見受けられた。よって、TACSS の交渉記録の記事欄に、記載事項をできる限り統一して入力することとし、納税交渉の効率化、引継ぎの効率化及び進行管理に役立てられたい。

意見（３）タイヤロックの実施について（本文 52 頁）

平成 19 年度は、合計 157 台にタイヤロックを実施した。

事務所別に見ると、タイヤロックを年に 20 件以上実施している事務所もあれば、数件しか行われていない事務所もある。事務所あるいは担当者によって、実施度合いが異なっている。

タイヤロックを実施した場合の解決率は約 8 割であり、滞納整理の有効な手段となっているので、ノウハウを共有し、同様の事案に対して、効果的に実施する体制を整えられたい。

意見（４）停止後調査の金額基準の統一について（本文 53 頁）

滞納処分の実行停止（以下「停止」という。）をした場合において、その停止が取り消されないで 3 年間継続した時は、徴収金を納税する義務は消滅する（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。

高額の停止については、停止決定から 2 年を経過する日後、停止継続の可否を調査することになっているが、都税事務所によって、停止後の調査に関して金額による扱いに差があることは不公平であると考えられるので、停止後の調査の金額基準を統一されたい。

意見（５）長期累積事案の早期解決について（本文 54 頁）

都税事務所の 5 年以上経過する長期累積事案は、805 百万円、16,909 件（平成 20 年 6 月現在）あり、様々な困難事案が長期化又は累積化して残存している。1 件あたり滞納額は平均 5 万円と少額であるわりにそれぞれに課題があり、滞納整理が後回しになりがちであるが、徴収すべきものを僅少なるがゆえに放置して時効とすることは避けなければならない。各事案の課題を明らかにし、課題のあるものについては取組を強化し整理をされたい。

交渉の進展しない滞納者に対しては、財産の再調査、交渉の強化、搜索・換価などを行いその上でなお欠損処理すべきものは、速やかに欠損処理されたい。



指 摘（１）動産差押物件の管理について（本文 56 頁）

差押動産を管理出納簿と現物を確認する際、現場担当者の説明なしには、実物確認ができないものがあった。現場担当者しかわかり得ない管理は、適切ではなく、差押動産等の管理出納番号を現物に添付されたい。

意 見（６）個人都民税の徴収における区市町村との協力関係を強化すべきもの  
（本文 58 頁）

平成 19 年度に、所得税から個人住民税への税源移譲が実施されたことの影響を受け、平成 20 年度の滞納繰越額が大幅に増加することが見込まれる。そのため、平成 19 年度直接支援を行った案件は、20 団体（12 区 6 市 2 町）で 159 事案 620 百万円だったが、平成 20 年度には、44 団体（17 区 25 市 2 町）から約 500 事案 1,263 百万円を引継ぎ、直接徴収支援をすることとしている。

しかしながら、都のマンパワーを考えると、区市町村が一義的に徴収を担うべき個人都民税について、都が直接関わることにも限界があり、当面は滞納繰越額の急増に応じた直接支援に力点を置きつつも、徴収率の低い区市町村への支援を重点的に実施したり、都と区市町村との人事交流等により徴収技術を普及させていくことで、都が直接徴収に携わる機会を減らしていけるようにされたい。

#### 意見（7）不動産取得税の緊急賦課の活用について（本文 60 頁）

不動産取得税は他の税目より比較的徴収率が低い。登記情報や台帳登録価格を都が把握し賦課決定するまで、取引後、半年から1年以上かかることで課税時期及び納期限が遅くなり、滞納となった時点では、会社はすでに実体がないか、あっても換価価値のある資産がないといった事例もあった。

事務上及び制度上の様々な制約があるため、取引時点から賦課決定まである程度の期間を要することはやむを得ないが、その中でも民間情報機関からの倒産情報や各都税事務所の調査により、民事再生法の申請があるなど経営の危機にあると判断された企業について、特に速やかな徴収を必要とする場合は緊急賦課を行っている。

しかし、23区外の各市町村にある不動産については、対象となる不動産の有無を当該官公署等への協力要請に基づく調査や、質問検査等による財産調査等により把握した後、台帳登録価格を緊急に調査する必要がある。

今後増加すると見込まれる企業倒産などに備えるためには、こうした緊急賦課の方法をより活用していく必要があり、課税部門と徴収部門は、今後ますます連携強化を図り、より早期の徴収に努められたい。また、市町村に対しても、緊急賦課の案件について、随時の情報提供を求め早期課税に向けた取組を進められたい。

#### 意見（8）金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化について （本文 62 頁）

滞納者に対する財産調査の方法や程度は、個々の事案によりばらつきがみられた。

財産調査での担当者の巧拙によるばらつきを防ぐため、例えば TACSS 上の金融機関の一覧データベースを活用し、発送すべき金融機関をチェックするなど金融機関の財産調査手続の標準化と情報の共有化の徹底をされたい。

意見（９）著しく低い分納額の滞納法人について分納の増額と対応を強化すべきもの（本文 63 頁）

貸金業を営む滞納法人は、平成 15 年 4 月に毎月 10 万円の分納を開始して以来、5 年間にわたり毎月 10 万円の分納のままの状態が継続している。延滞金を含めた滞納税額 18,228 千円と比較して、著しく低い分納額である。

その後も分納額増額の交渉を重ねるが、財産が見つからず交渉が難航している。

当該滞納法人は、月 10 万円の納付を一方的に継続し、分納額の増額交渉に応じないことから、場合によっては搜索等を念頭に置いて対応を強化されたい。

意見（10）少額な分納のある場合で適時に差押を実施すべきであったもの（本文 64 頁）

滞納法人は、平成 18 年に発生した 6,099 千円の滞納額に対して、毎月 10 万円の分納中であり、滞納額に比して分納額が少ない状態であった。

平成 19 年 1 月に職員が分納の増額が無理なら差押をすると伝えたが、それ以前の平成 18 年 12 月に不動産が売却されている。

分納があるとはいえ少額な場合は、滞納法人の調査を適時に実施し、その状況を把握するとともに、財産の差押を適時に実施されたい。

意見（11）事務所の移転がある場合の速やかな調査の実施について（本文 65 頁）

平成 19 年 11 月に滞納法人の事務所移転の事実を知りその後平成 20 年 7 月まで交渉や調査を実施していなかった。滞納者が事務所移転するとき、電話加入権や入居保証金等の差押は徴収の有効な手段であり、回収の機会を逸しないように、事務所の移転がある場合速やかに調査を実施されたい。

意見（１２）滞納者が不存在となった長期差押財産の処分について

（本文 67 頁）

破産廃止決定が確定するなどにより滞納者が不存在となった滞納税金について、差し押えた財産の処分が進まないため、長期継続事案となっている滞納税金として、以下のものが確認された。

業種	本税滞納額	滞納発生時期	都における取扱い
不動産業 A 社 (破産廃止決定)	132,530,221 円	平成 3 年	一部停止案件
不動産業 B 社 (倒産・代表者死亡)	14,161,207 円	平成 2 年	一部停止案件

差押財産をできるだけ速やかに処分し、滞納処分を終結させることに努められたい。

また、現状では差し押えた都内不動産に固定資産税が毎年課税され、この先累積し続けることとなってしまうため、隣接地所有者の取得希望の有無を調査して換価の可否を判断し、換価が困難であれば差押の解除を行い、停止同時欠損とするなど早期に終結させることに努められたい。

意見（13）担保不動産の収益執行手続の申立の実施について（本文 69 頁）

不動産担保権の実行について、従来、競売及び物上代位に基づく賃料債権の差押に限定されていたが、平成 15 年の民事執行法改正により、収益執行の制度が創設された。

収益執行は担保権の実行として行われるため、より簡易な手続で不動産の収益から債権回収が図られる一方、新たに発生する当該物件の固定資産税・都市計画税については、不動産の管理費用として、都が優先的に支払いを受けることが可能となった。

金融機関が物上代位による債権差押をしている案件について、担保不動産収益執行の申立依頼は、平成 18 年 12 月に一度依頼したのみであり、拒否された。

金融機関にとっては、私債権の返済を優先させ、固定資産税等を払わずしてすべての賃料収入を得ている状態となっており、著しく有利な状態となっている。

金融機関がすべての収益を得る物上代位による賃料債権差押を選択し、都税を費用として支払わなければならない担保不動産収益執行制度を活用しないことが金融機関の裁量であることに関しては、制度が改正されることが望ましいが、それまでは、担保不動産収益執行の申立依頼を個々の事案の状況に応じて実施するなどして、収益執行を実現されたい。

指 摘（２）停止後調査をすべきものの抽出漏れの防止について（本文 71 頁）

平成 16 年度末に滞納処分の執行を停止した後、平成 19 年度に停止期間満了により本税 84 百万円及び延滞金 66 百万円の不納欠損処理を行っている事案があり、当該事案については、基準を超える高額な金額でありながら、停止後における法人の現況調査なしに停止期間満了による不納欠損処理が行なわれていた。

高額停止分について、停止後 2 年経過する日以後、停止期間満了前（停止後 3 年）に、滞納法人や財産の状況を事後調査し、停止継続の可否を確認することとしている。その結果、無財産の状況が確認されるなど停止継続となったものについては、停止決定の時から 3 年後に期間満了による不納欠損をすることとなっている。

主税局によれば、TACSS のデータベースから抜き出したデータをもとに、調査案件を担当者に通知する際に、当該事案が手作業で作成したリストから漏れてしまったものであった。

今後は、停止案件のうち、一定金額以上で停止後 2 年に近づくものを EUC を活用するなど漏れなく抽出できるようにして、再発防止に努められたい。

意 見（１４）停止の継続の可否の検討理由を明確化すべきもの（本文 72 頁）

平成 19 年度事後調査において、滞納法人は平成 19 年 3 月期の決算で経常利益 27 百万円を計上しているのに「一部停止後の経営改善が見られない。」との結論によって「停止の継続を相当と認める。」としているが、その理由の記載が明確でない。

事後調査における「停止の継続を相当と認める。」か否かの調査は、停止期間満了時に不納欠損処理できるか否かの結論を出す調査であり、重要な意味を持つ。しっかり調査し結論に至る理由を明確に残されたい。

意見（15）金融機関臨店調査結果の記載を徹底すべきもの（本文 73 頁）

滞納法人の滞納処分の執行停止（同時欠損）に当たって、調査書上、平成 18 年 4 月 24 日に財産調査のために、金融機関を訪問し、預金口座等の調査を行っている」と記載しているが、法人口座なしと記載されているのみで、金融機関の担当者・臨店時刻等が記入されておらず不明確となっている。

調査書は、滞納処分の執行停止（同時欠損）の決定のための重要な報告書であり、臨店調査を行なった場合は、相手方の氏名・応対日時等を記録しておくことは重要であることから、今後は調査書の内容が不明確とならぬよう記載内容を徹底されたい。

意見（16）第二次納税義務の検討が不十分なもの（本文 75 頁）

滞納法人 A 社の清算人である B 氏はその法人が納付・納入すべき地方団体の徴収金を納付・納入しないで、清算配当額を C 社に分配している。清算人である B 氏及び残余財産の分配を受けた C 社は分配又は引渡しに係る財産の価額を限度として、第二次納税義務者となるが、停止調査書においては、「地方税法第 11 条の 2 から第 11 条の 9 を検討した結果、該当はなかった。」との記載があるだけであった。

滞納整理を行う上で、第二次納税義務者の存在を検討し、徴税の可否を検討することは、公平性を確保するためにも必須である。今後は、的確な調査を行い第二次納税義務者の追及漏れがないよう努められたい。

指 摘（３）パスワードを強制変更するシステム機能の追加について（本文 77 頁）

TACSS にログオンする際は、個人別の ID とパスワードの入力が要求され、3 か月ごとにパスワード変更を促すメッセージが表示される。

しかしながら、一定期間経過後にパスワードを無効化するシステム機能は存在しないため、同一のパスワードを長期間使用することが可能であり、セキュリティ事故が発生するおそれがある。

TACSS の情報を適切に保護するためには、パスワードの有効期限を定め、定期的にパスワード変更が強制されるシステム機能を導入されたい。

指 摘（４）パスワード設定ルール具体化と周知徹底について（本文 77 頁）

TACSS のパスワードの設定ルールは個人の解釈に依存する記載となっている。このため、類推されやすいパスワードを使用しているユーザが存在する可能性があり、セキュリティ事故が生じるおそれがある。

パスワード管理のルールとして、次のような事項を規程類に盛り込むことにより具体化し、周知徹底されたい。

- ・ パスワードは 7 桁以上としなければならない
- ・ パスワードは英数字小文字大文字を組み合わせたものとしなければならない
- ・ パスワードは 3 か月に一度、変更しなければならない

指 摘（５）ネットワーク機器のパスワード管理の強化について（本文 78 頁）

運行支援サービスの一環としてネットワーク機器自体の提供（運行支援会社の資産）を受けているネットワーク機器に関しては、パスワード管理を運行支援会社に一任しており、その管理状況を税制部システム管理課は把握していない。

パスワード管理を運行支援会社に一任している場合においても、運行支援会社によるパスワード管理のルールを確認し、ルールが不十分である場合には是正されたい。また、税制部システム管理課は、ルールの遵守状況についても確認されたい。



意見（17）税務総合支援システム擬似環境の緊急時利用の申請及び承認記録の取得について（本文 79 頁）

TACSS の擬似環境は、障害発生時の調査等に利用される環境であり本番環境のデータが扱われているが、緊急時の擬似環境の利用について、いつ誰が擬似環境にアクセスしたかの記録が残されておらず、擬似環境においてセキュリティ事故が発生した場合に、システムログを直接確認する以外に調査ができない状況である。

税制部システム管理課は、緊急時の利用においても作業記録（利用者、利用時間（開始及び終了）、利用目的）を残すよう、維持管理会社に周知徹底されたい。

また、維持管理会社にて作成された作業記録の内容を確認し、作業内容を承認した記録を残されたい。

意見（18）セキュリティ関連規程の整備について（本文 80 頁）

TACSS のセキュリティ関連規程が各種策定されているが、各規程の体系や概要が一覧できる文書を策定していないため、規程を追加・変更する際に、同時に変更すべき他の規程の変更に漏れが生じ、利用者に新しいセキュリティルールが周知されないことや、認識の誤りを招くことが懸念される。

各規程の体系や概要が一覧できる文書を整備し、全ての関連規程の内容を確認し、規程間の整合性を確保されたい。

意見（19）「センタ運用仕様書」の記載の見直しについて（本文 81 頁）

TACSS の運用関連の規程の 1 つである「センタ運用仕様書」の記載は、センタ運用担当が主税局の承認を得ずに媒体を持ち出すことができる内容となっている。また、持ち出し先や用途が不明瞭な媒体も持ち出すことができるような記載となっている。このため、税制部システム管理課が関知しない外部記録媒体の持ち出しによる情報漏えいが発生することが懸念される。

「センタ運用仕様書」に、媒体持ち出しの際は税制部システム管理課の承認及び立会いを求める旨を明記し、運用を徹底されたい。加えて、持ち出し先や用途が不明瞭な場合は外部に持ち出すべきではなく、これを容認する記載は削除されたい。

指 摘（６）税務総合支援システムのデータ保管先の方針の変更の徹底について  
（本文 84 頁）

データ保存先を FD からファイルサーバへ方針変更したにもかかわらず、「税務総合支援システム端末利用基準」において、利用者が作成したデータの保存先を原則として FD とする旨が定められている。

税制部システム管理課は、速やかに「税務総合支援システム端末利用基準」を改訂するとともに、データの保管方針が FD からファイルサーバへ変更されたことの通知を、主税局の各課に周知徹底されたい。

税制部システム管理課は、主税局の各課に対して、TACSS のデータの管理状況の調査を実施し、TACSS のデータが FD へ保管されている場合、当該データをファイルサーバへ移行し、その後速やかに FD のデータを消去するよう指導されたい。やむをえない理由により、FD での保管が必要な場合は、管理者を定めて管理簿を作成し、定期的な棚卸し、用途確認及び不要となった際の消去、廃棄を徹底するよう指導されたい。将来的には、TACSS のデータを保管する外部記録媒体をなくすよう進められたい。

意 見（２０）外部記録媒体の保有状況確認の徹底について（本文 85 頁）

外部記録媒体について、「情報処理機器等の保有状況簿」にて、各課から保有状況の報告を受けているが記載内容漏れが多い。このため、外部記録媒体が適切に管理されているかが不明な状況であり、管理に不備がある場合には、外部記録媒体の不正な持ち出しによる情報漏えいを防止・発見できないことが懸念される。

税制部システム管理課は、「情報処理機器等の保有状況簿」を精査して各課の保有状況を正確に把握し、管理に問題がある各課に対しては是正されたい。

意見（21）税務総合支援システムに関する機密性Aの情報を取り扱う外部記録媒体の管理ルールの強化について（本文 87 頁）

税制部システム管理課が定める「税務総合支援システム情報セキュリティ実施手順」には、管理簿（保管する外部記録媒体の一覧）の作成、管理簿を基にした定期的な棚卸し及び用途確認、用途確認の結果不要と判断された外部記録媒体を速やかに返却（廃棄）することについて規程は作成されておらず、実施されていない。

このことは、外部記録媒体の不正な持出し、紛失等が発生しても把握できない状況である。

税制部システム管理課は、TACSS に関する機密性Aの情報が保管される外部記録媒体の管理ルールを作成し、主税局の各課に周知徹底されたい。

- ・ 管理簿（保管する外部記録媒体の一覧）を作成すること
- ・ 管理簿を基に定期的な棚卸し及び用途確認を実施すること
- ・ 用途確認の結果不要と判断された外部記録媒体は速やかに返却（廃棄）すること

意見（22）個人保管されている外部記録媒体の制限について（本文 90 頁）

主税局の各課より税制部システム管理課に提出されている「情報処理機器等の保有状況簿」には、機密性の高い情報（機密性A）の情報を含む外部記録媒体を多くの職員が個人で保管している事象が散見された。

外部記録媒体を個人で保管していることは、外部記録媒体が適切に保管されていることの適時確認、定期的な棚卸し及び用途の確認、不要となった際の速やかな返却等の管理が個人にゆだねられ属人化するおそれがあり、データの紛失や不正持出しのリスクが高まることとなる。

個人によって管理すべきデータは、外部記録媒体にデータ保管することを許可し、個人が責任をもって管理されたい。それ以外のデータは、外部記録媒体による個人管理を禁止し、TACSS のデータ保管先の方針（「6 税務総合支援システムのデータ保管先の方針について」参照）に基づき、ファイルサーバへデータを保管されたい。ファイルサーバへの移行期間、もしくは例外的に外部記録媒体へのデータ保管の正当性が認められる場合には、定められた保管庫（施錠できるキャビネット、ロッカー、倉庫等）に保管の上、定められた管理者が、外部記録媒体が適切に保管されていることの適時確認、定期的な棚卸し及び用途の確認、不要となった際の速やかな返却等を実施されたい。

意見（23）USBメモリの管理強化について（本文 91 頁）

A都税事務所の総務課計画経理係にて一括調達している USB メモリを、課の依頼に応じて貸与している。そのうち、課によって全く利用されていない USB メモリが存在し、総務課計画経理係に返却されていないケースが見られた。このことは、USBメモリの管理が徹底されていないことを表しており、USBメモリの不正持ち出し、不正利用が発見されにくい状況である。

税制部システム管理課は、不要となった外部記録媒体は速やかに返却、廃棄するよう、主税局の各課に周知徹底されたい。

意見（24）セキュリティ調査にて指摘された項目の早急な対応について  
（本文 93 頁）

税制部システム管理課は、TACSS のセキュリティ設定及びシステム運用が適切に行われているかについて、セキュリティ診断サービスを実施し、指摘項目の対応を進めているが、対応漏れ（OS の ID のパスワードが初期値から変更されていない）が確認され、TACSS への不正アクセスにつながることを懸念される。

税制部システム管理課は、速やかに当該指摘事項の対応を維持管理会社に依頼し、パスワード変更を実施させるとともに、維持管理会社より対応完了の報告を受領して対応完了の確認を実施されたい。

意見（25）庁内 OA 室の入退室管理の強化について（本文 95 頁）

庁内 OA 室は、フロアの一部についたて等で簡易的に仕切られた区画であり、当該フロアを訪れたものは誰でも入室できる状況である。また、主税局職員以外の者（外部委託先の担当者等）が記載する入退室管理簿の記載が不十分であり、いつ誰が庁内 OA 室を利用したかの記録が残されていない。

税制部システム管理課は、庁内 OA 室専用の部屋を設けることを検討されたい。専用の部屋を設けるまでの間、税制部システム管理課は、現在の庁内 OA 室の入退室の記録が漏れなく行われるよう、庁内 OA 室の使用者に対して入退室管理簿への適切な記入を徹底されたい。

指 摘（７）主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の入退室の記録について  
（本文 96 頁）

コンピュータ室の扉は常時施錠されており、コンピュータ室への入室は、入室カード及び静脈認証の操作により扉を開錠し、その事実として日時、入室者の氏名を記録する認証システムによって管理されている。退室については、扉のサムターンキーを開錠し、退室することになっているため、その事実が認証システムに記録されていない。

コンピュータ室からの退室の日時、退室者の氏名を記録するよう、認証システムを改修することを検討されたい。この改修が実現されるまでの間は、退室日時、退室者の氏名を記入する退室管理簿を用意し、その事実を手書きにより記録されたい。

指 摘（８）主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の監視カメラの撮影方向について（本文 97 頁）

主税局電子計算センタ内のコンピュータ室には、数台の監視カメラが設置されているが、これらの監視カメラの一部は、現在の TACSS の重要システム機器の操作者を撮影する位置に向けられていないため、万一、セキュリティ事故が発生した場合、重要システム機器の操作者を調査することができない状況にある。

コンピュータ室に設置されている監視カメラを、サーバ、ネットワーク等の重要システム機器の操作者を撮影できる方向にセットするとともに、監視及び映像記録の調査態勢の見直しを実施されたい。

意 見（２６）サーバ室火災時における初期消火に関する訓練について  
（本文 98 頁）

主税局電子計算センタ内の TACSS のサーバ室は、スプリンクラーが作動する前に、主税局電子計算センタ常勤者がガス系消火器で初期消火することとしている。しかしながら、サーバ室の火災時に対する初期消火の訓練が実施されていない状況にある。

高感度煙感知システムが導入されていても、初期消火に関する訓練が実施されていない現状においては、迅速な消火活動ができないことが危惧されるため、サーバ室を対象とした、定期的な初期消火の訓練を実施されたい。

意見（27）主税局電子計算センタ内のコンピュータ室の備品の移動防止について（本文 99 頁）

主税局電子計算センタ内のコンピュータ室にキャスター付の椅子、ついたて等の備品があるが、ストッパーが掛けられていない備品等が散見され移動・衝突による重要システム機器の故障や在室者の怪我等が生じることが懸念される。

キャスター付きの椅子等の備品を使用する場合は、ストッパーを掛け移動を防止する。または、ストッパーが付いてない備品は、壁、床、固定された設備にチェーンなどで連結するなどの移動防止の措置を講じられたい。なお、今後購入するキャスター付きの備品は、ストッパー付とされたい。

指摘（9）主税局電子計算センタ内のネットワーク室の整理整頓について（本文 100 頁）

本調査時（平成 20 年 7 月）において、主税局電子計算センタ内のネットワーク室に未使用のバインダーやプリンタトナー等が多く置かれていた。

ネットワーク室に設置されている設備は、通信を制御する重要なシステム機器であり、バインダーやプリンタトナー等の取出し等の不要なネットワーク室への入室が無い環境を維持すべきであり、ネットワーク室に置く可燃物は必要最低限とされたい。

意見（28）主税局電子計算センタ内のオペレータ室の重要システム機器の設置ラックの施錠管理について（本文 101 頁）

主税局電子計算センタ内のオペレータ室の重要システム機器を設置しているラックの扉が外され、回線が剥き出しの状況にあるものが一部に見受けられた。ラックによるシステム機器や回線の物理的保護が機能せず、回線遮断等の事故が生じ易い状況である。

オペレータ室のシステム機器の設置ラックに扉を設け、施錠管理を実施されたい。

意見（２９）主税局電子計算センタ内への持込・持出物品の手続について  
（本文 102 頁）

主税局電子計算センタのシステム管理課運用管理係及び外部委託先のシステム管理業務に携わる常勤者については、持込・持出物品の管理手続が存在しない。

主税局電子計算センタ内には、TACSS の秘匿性の高い情報資産がサーバ、外部記録媒体、紙媒体等に記録されている。

主税局電子計算センタ内に存在する秘匿性の高い情報資産について、持込・持出物品の管理がなされていないため、持込物による情報資産の複写とその持出及び TACSS の情報資産の持出による情報漏えいが懸念される。

原則としてコンピュータ室への物品の持込・持出は禁止することとし、私物等はコンピュータ室外のロッカー等へ保管する運用を確立されたい。また、コンピュータ室への物品の持込・持出が必要となる場合は、事前申請及び承認に関する手続を導入されたい。

意見（３０）都税事務所内のサーバ室の入退室管理の強化について（本文 104 頁）

主税局電子計算センタとネットワークを制御しているシステム機器、事務所配布インフラサーバ及び事務所統合サーバは、都税事務所の業務にとって重要である。サーバ室の入退室管理の不備のため、システム管理者以外が侵入し、物理的に危害を与えることができる環境は避けるべきである。

各都税事務所のスペースや費用等の事情により、サーバ室を用紙や文書等の倉庫として、共用している結果となっていることと思料するが、サーバ室以外に用紙や文書等の保管場所を設けることを検討されたい。また、サーバ室は簡易パーティションによる間仕切りで、空間が存在する場合には、柵や網を設置し、容易な侵入からの対策を講じられたい。

指 摘（10）都税事務所内のサーバ等のラック鍵の保管管理について

（本文 106 頁）

各都税事務所内において、TACSS の事務所配布インフラサーバ及び事務所統合サーバ、主税局電子計算センタとネットワークを制御するシステム機器は、サーバ室のラックに設置されている。このラック鍵は、サーバ室内のシステム管理課運用管理係の特定の職員及び外部委託事業者の特定の職員しか知りえない場所に置かれている状況である。ラックの鍵を第三者が発見した場合、システム機器への不正操作や物理的な衝撃を与えるようなセキュリティ事故が生じることが懸念される。

各都税事務所の TACSS を設置しているラックの鍵の統括責任は、システム管理課運用管理係とし、実務的なラック鍵の保管管理は各都税事務所の総務課計画経理係として、システム管理課運用管理係にラック鍵を貸与することとし、外部委託事業者が保守作業する場合には、「工事・作業等届」による確認の上、サーバ室の開錠とともに、ラックを開錠する手続を整備されたい。